

基発第0403018号  
平成18年4月3日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

「休業補償特別援護金支給要綱」の一部改正について

労働福祉事業における休業補償特別援護金の支給については、昭和57年5月19日付け基発第342号「休業補償特別援護金支給要綱」（以下「342号通達」という。）により実施しているところであるが、今般、労働基準法施行規則（厚生省令第23号）別表第一の二第7号の7に掲げる疾病にり患した者のうち、一定の要件を満たすものについて、新たに支給対象者とする事とし、342号通達の一部を下記のとおり改正したので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

- 1 記の二（一）中「別表」の下に「（以下「別表という。）」を加え「又は第五号」を「、第五号又は第七号の七」に改める。
  - 2 記の七に、「ただし、別表第七号の七に掲げる疾病にり患した者に関しては、平成十八年四月一日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて適用する。」を加える。
-

改正案	現行
<p>二 支給対象者</p> <p>(略)</p> <p>(一) 労働基準法施行規則（厚生省令第二十三号）別表（以下「別表」という。）第一の二第三号の二、第三号の三、第五号又は第七号の七に掲げる疾病（以下「特定疾病」という。）に罹患した者のうち、特定疾病に依り労働保険の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十七条の二に定める表の第三欄に掲げる種類の事業（以下「特定事業」という。）に使用された者であつて、同表の第四欄に定めるものであること。</p> <p>(略)</p> <p>七 実施時期</p> <p>この要綱は、昭和五十七年四月一日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて適用する。</p> <p>ただし、別表第七号の七に掲げる疾病に罹患した者に関しては、平成十八年四月一日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて適用する。</p>	<p>二 支給対象者</p> <p>(略)</p> <p>(一) 労働基準法施行規則（厚生省令第二十三号）別表第一の二第三号の二、第三号の三又は第五号に掲げる疾病（以下「特定疾病」という。）に罹患した者のうち、特定疾病に依り労働保険の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）第十七条の二に定める表の第三欄に掲げる種類の事業（以下「特定事業」という。）に使用された者であつて、同表の第四欄に定めるものであること。</p> <p>(略)</p> <p>七 実施時期</p> <p>この要綱は、昭和五十七年四月一日以後に診断により疾病の発生が確定したものについて適用する。</p>